(2)　失われる利益

起業者が、平成23年10月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシの生育が確認されているが、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤及び高水敷の掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、本件区間に築堤を行い、かつ高水敷を掘削する案（以下「申請案」という。）、河道を掘削する案及び築堤を行い、かつ河道を掘削する案について検討が行われている。3案を比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、出水期・非出水期にかかわらず施工できるため施工期間が短く、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、菊池川流域の自治体の長からなる菊池川改修完遂期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県玉名市役所及び同県玉名郡和水町役場

○国土交通省告示第二百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年三月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

猿沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十六年建設省告示第百九十三号で指定した同号十一に掲げる土地

(三)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸の沢

(四)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第三千六百六十一号で指定した同号十三に掲げる土地のうち、栃木県日光市湯西川字引張七四番一の土地に存する標柱一号と同大字字下ノ沢八四番三の土地に存する標柱二号を結んだ線から湯西川合流点に達するまでの区間の井戸の沢の川の中心から左右各岸六メートルまでの区域

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一二・七〇～二八・〇〇メートル　六一二メートル

後　二五・四七～二八・〇〇メートル　〇・六一二キロメートル

さくら市馬場字大明内一一一四番から同市馬場字三崎道西二七六四番まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　　関東地方整備局長　下保　修

四　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

号　さくら市馬場字川崎道西一二一六番三から同市馬場字川崎道西一二六三番七五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二日

○関東地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　六一・〇〇～六三・〇〇メートル　〇・八〇キロメートル

後　六一・〇〇～七四・四五メートル　〇・八〇キロメートル

市川市須和田一丁目七九番一から同市菅野五丁目一七四二番一まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所